

千葉県立保健医療大学共同研究取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）における共同研究の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において共同研究とは、本学において本学以外の機関等から研究員、共同研究費等を受け入れて、教員が公務として、当該機関等と共通の課題について共同して行う研究をいう。

(用語)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 研究担当教員 共同研究を行う本学の教員をいう。
- (2) 共同研究機関等 会社法等に基づく会社、国、地方公共団体、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益法人等本学以外のもので、本学と共同で研究を行うものをいう。
- (3) 共同研究員 共同研究機関等において、現に研究業務に従事しており、在職のまま共同研究を行うために本学に派遣された者をいう。
- (4) 研究経費 共同研究を行うのに必要な費用の総額をいう。
- (5) 共同研究費 本学が共同研究を行うのに必要な費用のうち、第9条により共同研究機関等が負担するものをいう。

(共同研究の原則)

第4条 共同研究は、その内容が本学の設置目的に合致するものであるとともに、本学の教育研究に寄与するものであり、かつ、本来の教育研究に支障を及ぼさないものとする。

(共同研究の条件)

第5条 共同研究は、次の各号に掲げる条件のもとに、受け入れるものとする。

- (1) 共同研究機関等の都合により、共同研究を一方的に変更又は中止することはできないこと。
- (2) 共同研究費によって取得した設備等は、本学に帰属すること。
- (3) 共同研究の開始は、共同研究費の受け入れ後でなければ開始できないこと。
- (4) 納付された共同研究費は、原則として返還しないこと。
- (5) 天災その他やむを得ない事由により、共同研究を中止し又は研究期間を延長する場合においても、その責を負わないこと。

(共同研究の申込)

第6条 共同研究の申込みをしようとする機関等の代表者は、共同研究申請書（様式第1号）を学長に提出するものとする。

2 研究期間が複数年度になる場合は、期間は原則として3年以内とする。

3 共同研究を担当する研究担当教員は、共同研究実施計画書（様式第2号）及び進行表を作成し、共同研究申請書に添付して学長に提出するものとする。

(共同研究の受諾)

第7条 共同研究の受入れは、学長が決定する。

2 学長は、共同研究の受入れの諾否を決定したときは、当該機関等の代表者に共同研究決定通知書（様式第3号）を送付するものとする。

(契約の締結)

第8条 学長は、共同研究の実施にあたっては、次の各号に掲げる事項を記載した共同研究契約書（様式第4号）により、共同研究機関等の代表者と契約を締結するものとする。

- (1) 研究の課題
- (2) 研究の目的及び内容
- (3) 研究の実施場所
- (4) 研究の実施期間
- (5) 研究者に関する事項
- (6) 研究経費の負担に関する事項
- (7) 研究成果の取り扱いに関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、共同研究に関し必要な事項

(研究経費等)

第9条 本学は、共同研究の実施に関して、本学の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設の維持・管理に必要な経常経費を負担するものとする。

2 民間機関等は、共同研究の実施に関して必要とする謝金、旅費及び消耗品等の直接的な経費を負担するものとする。

(共同研究費の受入)

第10条 共同研究費は、県の歳入とし、納入通知書（千葉県財務規則様式第28号）により受け入れするものとする。

2 本学は、同額を県の歳出予算（交付金）に計上し、共同研究費が納入された日以後に、共同研究預り金口座に一括支出するものとする。

(施設・設備の供与)

第11条 本学は、共同研究の遂行上必要な範囲内で、共同研究機関等の施設又は設備を無償で利用することができるものとし、また、本学の施設・設備を研究の用に供することができるものとする。

2 前項により、共同研究機関等の施設又は設備を利用して研究を行うときは、研究用務のための出張として手続きをとるものとする。

(共同研究の中止及び延長)

第12条 学長は、天災その他研究遂行上やむを得ない事由があると認める場合は、共同研究機関等の代表者と協議の上、当該共同研究を中止し、又は期間を延長することができるものとする。

2 学長は、共同研究機関等が債務を完全に履行しないときは、研究を中止できるものとする。

3 研究担当教員は、共同研究を実施中、特に多額の費用を要する事態が生じ、研究経費が予定を大幅に超えることが判明した場合は、速やかに学長に報告する。また、この場合、学長は、研究を中止するか、研究経費を増額して研究を続行するか、共同研

究機関等と協議の上、決定するものとする。

4 学長は、都合により共同研究の一部若しくは全部を取り消しし、又は中止することができるものとする。この場合速やかに共同研究機関等に通知するものとする。

5 学長は、前項により共同研究の一部若しくは全部を取消し、又は中止した場合は、第5条の規定にかかわらず、共同研究機関等と協議のうえ、既納された共同研究費の一部を返還することができるものとする。

(共同研究完了報告)

第13条 研究担当教員は、共同研究が完了したときは、共同研究完了報告書(様式第5号)を速やかに学長に提出するものとする。

2 研究担当教員は、研究期間が複数年度にかかる場合は、各年度終了時に学長に経過報告をするものとする。

3 学長は、共同研究が完了したときは、共同研究報告書(様式第6号)を共同研究機関等の代表者に送付するものとする。

(研究成果の公表)

第14条 共同研究による研究成果は、原則として公表するものとし、公表の時期及び方法等は、研究担当教員が予め学長の承認を得て、共同研究機関の代表者と協議して定めるものとする。

(特許)

第15条 共同研究の結果生じた発明に係る特許を受ける権利及び特許権の帰属等については、千葉県職員の職務発明等に関する規則(平成15年3月31日規則第46号)及び共同研究契約の定めるところによるものとする。

(準用)

第16条 前条の規定は、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これに準ずる権利について準用する。

(受入の特例)

第17条 共同研究機関等が、国、地方公共団体又はこれに準ずる団体である場合は、この規程にかかわらず、当該機関の定める要綱等に基づき共同研究を受け入れることができるものとする。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、共同研究の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。

共同研究申請書

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学

学長 (氏名) あて

申請者 住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

下記のとおり共同研究をしたいので、千葉県立保健医療大学共同研究取扱規程第6条の規定により申請します。

記

- ## 1 研究課題

- ## 2 研究の目的及び内容

- 3 研究の実施場所 千葉県立保健医療大学（学科名： ）

- 4 研究期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

- 5 共同研究者氏名 別添共同研究者名簿のとおり

- 6 研究経費負担額 金 円

- (内訳) 共同研究員に係る研究料 金 円

- 研究に要する経費 金 円

- ## 7 その他必要な事項

(添付書類)

千葉県立保健医療大学に派遣する研究員の履歴書及び研究業績書

(別添)

共 同 研 究 者 名 簿

区 分		氏 名	所 属 ・ 職 名
申請者の機関に所属する研究員	千葉県立保健医療大学に派遣される研究員		
	申請者の施設において当該研究に従事する研究員		
共同研究に参加予定の千葉県立保健医療大学教員（助手を含む）			

※ 氏名の前に、共同研究者の代表には◎を、研究担当教員の代表には○を、つけて下さい。

共同研究実施計画書

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学
学長（氏名） あて

研究担当教員
学部名
職・氏名 印

千葉県立保健医療大学共同研究取扱規程第6条第3項の規定により、下記のとおり共同研究実施計画書を提出します。

記

- 1 研究課題
- 2 研究の目的及び内容
- 3 研究期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 4 研究の実施場所
- 5 研究の実施体制

区 分	所 属	職・氏名	研究の分担	派遣の有無
保健医療大学				
共同研究申請者				

6 研究に要する経費

- (1) 総 額 金 円
- (2) 内 訳

費 目	経 費 の 内 訳		摘 要
	保険医療大学	共同研究機関	
合 計			

共同研究決定通知書

令和保医大第 号
平成 年 月 日

（申請者） 様

千葉県立保健医療大学
学長 （氏名） 印

令和 年 月 日付けで申請のあった共同研究について、下記のとおり通知します。

記

- 1 共同研究を承諾します。
なお、研究の実施に当たっては、別途共同研究契約書を締結することになります。

（1） 受諾番号 共一 年度第 号

（2） 研究課題

（3） 共同研究の代表者

所 属	
職・氏名	

（4） 共同研究の期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

（5） 共同研究費 円

（6） 共同研究の条件

- 1) 千葉県立保健医療大学共同研究取扱規程を遵守すること。
- 2) 共同研究は、別添の共同研究実施計画書に基づき実施すること。
- 3) 共同研究の条件は、当該共同研究に応じて適宜付すこと。

- 2 共同研究は受諾しません。

共同研究契約書

千葉県立保健医療大学学長〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と「〇〇〇〇」（以下、「乙」という。）は、千葉県立保健医療大学共同研究取扱規程に基づき、次の条項により共同研究契約を締結する。

（共同研究の内容）

第1条 甲及び乙は、次の研究（以下、「本共同研究」という。）を共同で実施する。

- (1) 受諾番号 共一 年度第 号
- (2) 研究課題
- (3) 研究の目的及び内容
- (4) 研究実施場所
- (5) 研究実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

（研究者）

第2条 甲及び乙は、それぞれ別表1に掲げる者をもって本共同研究を行うものとする。

（研究経費の負担）

第3条 乙は、本共同研究に必要な経費（以下、「共同研究費」という。）として別表2に掲げる金額を負担するものとする。

（研究経費の納入）

第4条 乙は、前条の共同研究費を、甲が発行する納入通知書により納入期間までに支払うものとする。

（共同研究費により取得した設備等の帰属）

第5条 共同研究費により甲が取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（施設及び設備の提供）

第6条 甲及び乙は、それぞれ別表3に掲げる施設及び設備を共同研究の利用に供するものとする。

（共同研究の中止又は延期）

第7条 甲及び乙は、天災その他共同研究の遂行上やむを得ない事由により本共同研究の遂行が困難と認めたときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止し、又は期間を延長することができるものとする。

（共同研究費の返還）

第8条 既納の共同研究費は返還しない。ただし、甲が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができるものとする。

(共同研究の実施期間の延長に伴う共同研究費の追加負担)

第9条 甲と乙が協議の上、やむを得ない事由により研究期間を延長する場合は、甲は、その事由に応じ乙に共同研究費の追加負担を求めることができるものとする。

(特許出願)

第10条 甲又は乙は、自己に属する研究担当者が、本共同研究の結果、独自に発明を行った場合、当該発明（以下、「単独発明」という。）に係る特許出願を単独で行うことができるものとする。このとき、当該出願を行おうとする甲又は乙は、当該発明を独自に行ったことについて、事前に相手方の同意を得るものとする。

(共同出願)

第11条 本共同研究の結果発生した特許権及び特許を受ける権利の内、千葉県職員の職務発明等に関する規則（平成15年3月31日規則第46号）に基づき千葉県（以下、「県」という。）に帰属するとされたものについては、県及び乙の共有とし、当該発明に係る特許の出願は、共同してこれを行うものとする。ただし、相手方から当該特許を受ける権利を継承した場合は、単独で出願するものとする。

2 県及び乙は、前項の規定により共同して出願するときは、県及び乙の持分等を定めた共同出願契約を締結の上、当該共同出願を行うものとする。

(実施料)

第12条 乙は、県が継承した特許権等又は共有に係る特許権等を実施しようとするときは、別に定める実施契約により実施料を甲に支払うものとする。

2 県は、乙の指定する者又は第三者に県が承継した特許権等又は共有に係る特許権等を実施させるときは、別に定める実施契約により実施料を乙の指定する者又は第三者に支払わせるものとする。

3 共有に係わる特許権等の実施料は、県及び乙の持分に応じてこれを定めるものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第13条 第10条から第12条の規定は、本共同研究の結果生じる考案・創作に関し、実用新案登録を受ける権利及び実用新案権、又は意匠登録を受ける権利及び意匠権について準用する。

(研究成果の公表)

第14条 甲及び乙は、本共同研究による研究成果について、学会での発表、論文による公表等を希望する場合には、あらかじめ相手方の同意を得て、その内容、時期、方法等について協議の上、これを行うものとする。

2 本共同研究の成果の発表は、甲及び乙の研究担当者の共同名義で行うものとする。

(個人に関する情報)

第15条 甲及び乙は、本共同研究を行うに当たり知り得た、個人を特定することのできる情報を、個人の尊厳、基本的人権の尊重の観点から、いかなる第三者にも開示してはならない。

(秘密保持)

第16条 甲及び乙は、本共同研究に関する情報（本共同研究の成果を含む。）並びに本契約に関連して知り得た相手方の技術上・営業上の情報を第三者に開示せず、また、本共同研究以外の目的に使用しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 相手方から知得する以前に既に所有していたもの
- (2) 相手方から知得する以前に公知であったもの
- (3) 相手方から知得した後に、自己の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
- (4) 正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を伴わずに適法に知得したもの
- (5) 第10条の規定に従い、単独帰属する権利に係るもの

(有効期間)

第17条 本契約は、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで有効とする。ただし、甲及び乙は、本契約の有効期間の満了の ヶ月前から有効期間満了までの間に、本契約を延長することにつき協議するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第14条及び第16条の規定は、本契約終了後もなお 年間有効に存続するものとし、第10条から第13条までの規定は、本契約終了後も同条に規定する知的財産権が有効に存続する限り有効とする。

(協議)

第18条 この契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 千葉県美浜区若葉2-10-1
氏 名 千葉県立保健医療大学
学長 (氏名) 印

乙 住 所
氏 名

印

別表 1

共 同 研 究 者 名 簿

区 分		氏 名	所 属 ・ 職 名
甲			
乙	千葉県立保健医療大学に派遣される研究員		
	乙の施設において当該研究に従事する研究員		

別表 2

研究経費の区分	金 額	算 出 基 礎
共同研究員に係る研究料		
研究に要する経費		

別紙 3

区 分	施設の名称	設 備		
		名 称	形式・仕様	数 量
甲				
乙				

(注) 上記のほか、共同研究上、必要に応じた施設・設備の仕様については、甲乙協議の上、定めるものとする。

共 同 研 究 完 了 報 告 書

令和 年 月 日

千葉県立保健医療大学
学長 （氏名） あて

共同研究代表者
所 属
職・氏名 印

下記の共同研究が完了したので、千葉県立保健医療大学共同研究取扱規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、研究成果報告書を添えて報告します。

記

- 1 受諾番号 共一 年度第 号
- 2 共同研究機関名
- 3 研究課題
- 4 共同研究期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 5 共同研究の成果の概要

共 同 研 究 報 告 書

保医大第 号
令和 年 月 日

（共同研究機関等） 様

千葉県立保健医療大学
学長 （氏名） 印

下記の共同研究が完了しましたので、研究成果報告書を添えて報告します。

記

- 1 受諾番号 共一 年度第 号
- 2 研究課題
- 3 共同研究期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日